

平成20年11月宮崎県定例県議会

平成19年度普通会計決算
特別委員会会議録

平成20年11月25日
普通会計決算特別委員会設置

平成20年12月2日
主 査 報 告

場 所 第4委員会室

平成20年11月25日（火曜日）

午後5時3分開会

会議に付託された議案等

○議案第10号 平成19年度決算の認定について

本日の協議事項

- (1) 委員長互選
- (2) 副委員長互選
- (3) 日程の決定
- (4) 分科会の設置
- (5) 主査、副主査の選任
- (6) 審査日程及び審査方針について

出席委員（42名）

委員長	星原透
副委員長	外山衛
委員	武井俊輔
委員	西村賢
委員	川添博
委員	河野安幸
委員	山下博三
委員	黒木正一
委員	松村悟郎
委員	前屋敷恵美
委員	高橋透
委員	太田清海
委員	外山良治
委員	凶師博規
委員	松田勝則
委員	中野廣明
委員	横田照夫
委員	十屋幸平
委員	押川修一郎

委員	宮原義久
委員	田口雄二
委員	河野哲也
委員	新見昌安
委員	満行潤一
委員	徳重忠夫
委員	井本英雄
委員	丸山裕次郎
委員	野辺修光
委員	萩原耕三
委員	黒木覚市
委員	中野一則
委員	井上紀代子
委員	権藤梅義
委員	鳥飼謙二
委員	緒嶋雅晃
委員	水間篤典
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	米良政美
委員	坂元裕一
委員	外山三博
委員	福田作弥

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	石野田幸蔵
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	田原新一
議事課長	富永博章
政策調査課長	桑山秀彦
議事課長補佐	孫田英美
議事課常任委員会担当主幹	老岐哲也

◎ 開 会

○外山三博座長 ただいまから普通会計決算特別委員会を開会いたします。

◎ 委員長互選

○外山三博座長 委員会条例第8条の規定により、委員長の互選を行いたいと存じます。

本件につきましては、指名推選により行いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博座長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、私から指名したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博座長 御異議ありませんので、星原透委員を委員長に指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま指名のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博座長 大変ありがとうございました。

御異議ありませんので、星原透委員が委員長に選任されました。御承諾をお願いします。（拍手）

大変簡単でありましたが、以上で座長の役は終わりました。御協力ありがとうございました。

（拍手）

◎ 副委員長互選

○星原委員長 ただいま私が委員長に選任されましたが、委員各位の御協力を得まして、その任を果たしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、委員会条例第8条の規定により、副委員長の互選を行います。

互選の方法は指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、私から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 御異議ありませんので、外山衛委員を副委員長に指名いたします。

それでは、お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 御異議ありませんので、外山衛委員が副委員長に選任されました。御承諾をお願いします。（拍手）

◎ 日程の決定

○星原委員長 本日の日程は、お手元に配付の次第のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

◎ 分科会の設置

○星原委員長 次に、決算審査を円滑かつ能率的に行うため、本特別委員会に、委員会条例第24条の規定に基づき、分科会を常任委員会単位で設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 御異議ありませんので、そのよう

に決定いたします。

◎ 主査、副主査の選任

○星原委員長 次に、各分科会の主査及び副主査の選任についてお諮りいたします。

各分科会の主査及び副主査については、各常任委員会の委員長及び副委員長をもって選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

御承諾をお願いします。

◎ 審査日程及び審査方針について

○星原委員長 次に、審査日程及び審査方針についてであります。

まず、審査日程については、資料1に案をお示ししているところであります。

次に、審査方針についてであります。資料2をごらんください。「平成19年度普通会計決算審査方針（案）」としてまとめております。

まず1の「基本方針」であります。「予算執行が議決の趣旨及び目的に沿い適正、効率的になされ、かつ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査する」。

次に、2で（1）から（7）まで「重点審査事項」を挙げております。

このことについて、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御意見等もないようですので、資料1、2のとおり審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 御異議ありませんので、そのように取り運ぶことといたします。

最後に、その他であります。何かございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 ほかになければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

次の日程は、明日26日からの分科会でありませぬ。

また、次の委員会は12月2日午後1時開会、各分科会主査の審査結果報告から採決までであります。

なお、この後、本会議終了後、主査会を開きますので、各分科会主査の方は議会運営委員会室に御参集をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

午後5時9分散会

平成20年12月2日（火曜日）

午後1時1分再開

本日の協議事項

- (1) 日程の決定
 - (2) 分科会主査報告
 - (3) 採決
-

出席委員（42名）

委員長	星原透
副委員長	外山衛
委員	武井俊輔
委員	西村賢
委員	川添博
委員	河野安幸
委員	山下博三
委員	黒木正一
委員	松村悟郎
委員	前屋敷恵美
委員	高橋透
委員	太田清海
委員	外山良治
委員	凶師博規
委員	松田勝則
委員	中野廣明
委員	横田照夫
委員	十屋幸平
委員	押川修一郎
委員	宮原義久
委員	田口雄二
委員	河野哲也
委員	新見昌安
委員	満行潤一
委員	徳重忠夫

委員	井本英雄
委員	丸山裕次郎
委員	野辺修光
委員	萩原耕三
委員	黒木覚市
委員	中野一則
委員	井上紀代子
委員	権藤梅義
委員	鳥飼謙二
委員	緒嶋雅晃
委員	水間篤典
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	米良政美
委員	坂元裕一
委員	外山三博
委員	福田作弥

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	石野田幸蔵
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	田原新一
議事課長	富永博章
政策調査課長	桑山秀彦
議事課長補佐	孫田英美
議事課常任委員会 担当主幹	壺岐哲也

◎ 日程の決定

○星原委員長 それでは、ただいまから普通会計決算特別委員会を再開いたします。

各委員におかれましては、連日の御審査まことに御苦勞さまでした。

○**星原委員長** 本日の日程は、お手元に配付の次第のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**星原委員長** 御異議ありませんので、そのように決定します。

◎ 分科会主査報告

○**星原委員長** それでは、分科会主査報告について、各主査に順次、審査結果の報告をお願いいたします。

まず、総務政策分科会、外山衛主査から報告をお願いします。

○**外山衛主査** 御報告いたします。

当分科会所管の平成19年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成19年度の一般会計の決算規模は、歳入が5,564億2,600万円余、歳出が5,517億6,700万円余で、前年度決算額と比べ、それぞれ歳入が7.3%、歳出が7.2%の減となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、46億5,800万円余であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は24億8,300万円余の黒字となっております。

本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなど、構造的な課題を抱えており、経常収支比率の悪化等、引き続き厳しい状況にあります。当局におかれては、財政の健全性に留意しながら、社会資本整備の遅れた本県の現状を直視し、疲弊する地域経済への対策についても十分に配

慮していただくよう要望いたします。

次に、新みやぎ創造戦略評価委員会のあり方についてであります。

この評価委員会は、新みやぎ創造戦略の成果と進捗状況について評価を行うとともに、課題と今後の方向性について意見を取りまとめることを目的として設置されたものであります。

このことについて委員より、「本県の重点施策の評価という重要な内容であるにもかかわらず、短時間で審査が行われ、しかも当局の自己評価に対して評価を行う方式であることから、評価機能が不十分と言わざるを得ない。今後、同様の評価を行う場合は、十分な審査時間を設け、しっかりとした評価を行ってほしい」との要望がありました。

次に、県税の収入未済額の縮減についてであります。

平成19年度の県税の収入未済額は、24億6,000万円余であり、税源移譲に伴う個人県民税の未済額の増加など、依然として多額の未済額が発生しております。

このことについて当局より、「個人県民税については、徴収対策会議や徴収実務研修に加え、平成19年度より新たに税務職員の併任人事交流制度を創設し、県税職員と市町村職員の派遣交流により、市町村と一体となった徴収対策を実施している」との答弁がありました。

当局におかれては、現在の取り組みを推進するとともに、市町村と共同で徴収方法を研究するなど、個人県民税を中心とした収入未済額の縮減に、今後一層取り組むことを要望するものであります。

最後に、自主防災組織についてであります。

自主防災組織の組織率を高める取り組みについて当局より、「公民館長などを対象とした自

主防災組織リーダー研修会を実施するとともに、防災士資格の取得支援にも力を入れているところである。併せて各市町村を訪問し、組織率を向上させる積極的な取り組みについてもお願いしている」との答弁がありました。これに対して委員より、「地域コミュニティの崩壊が叫ばれる中で、自主防災組織は、防災目的にとどまらず、地域の連携を強め、活力を与える原動力にもなり得る。組織率向上の取り組みを今後一層推進してほしい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

○星原委員長 次は、厚生分科会、権藤主査の報告をお願いします。

○権藤主査 御報告いたします。

当分科会の平成19年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、賛成多数によりこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘又は要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、妊婦健診についてであります。

少子化が急速に進む中、誰もが安心して子どもを生み、健やかに育てられる環境づくりは、施策の目指すべき重要な基本方向の一つであります。

昨今、マスコミ等でも報じられる妊婦健診の未受診による飛び込み出産はご本人にとって危険性の高いものであります。一方、妊婦健診につきましては、市町村により、公費負担となる健診回数や検査項目にばらつきがある中、必ずしも妊婦への周知が徹底されていない実態があります。市町村へ妊娠の届け出をすることにより、一定回数の受診券が交付されること等につ

いて制度周知を徹底し、女性が安心して受診し、出産にのぞめるような体制づくりに、市町村としっかり連携しながら十分な配慮をしていただくことを要望いたします。

次に、母子寡婦福祉資金についてであります。

これは、母子及び寡婦福祉法に基づき、県が母子家庭、寡婦等に対して行う修学資金、生活資金等の貸付事業であります。このことについて委員より、長期に償還金を滞納しているケースについて質疑があり、当局より、「修学資金としての借入が多いが、昨今の経済情勢もあり、返還が滞っているケースがある。母子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、貸し付け時に、本人はじめ連帯保証人との面接を行う等、滞納の未然防止に努めるとともに、滞納者の生活実態等の把握を的確に行い、償還意識の涵養を図りながら、夜間指導等を含めた地道な取り組みにより、自立支援に向けた働きかけを行っている」との答弁がありました。当分科会といたしましては、より一層の償還促進の努力を行っていただくとともに、厳しい経済環境のもとで、貸付金の効果的な活用についても積極的な取り組みを行っていただくことを要望いたします。

次に、救急医療体制の整備充実についてであります。

県立宮崎病院・延岡病院におけるヘリポート建設の可能性を調査した「救命救急センターヘリポート調査」について、委員より、「ドクターヘリの導入には、救急医の確保等、長期的な視点での体制整備が必要であるが、患者の命を救うため、一刻を争う救急医療現場のニーズに対応すべく、一歩ずつでも努力することが必要ではないか」との質疑があり、当局より「救急医療体制を整備する上で、ドクターヘリは有用

な手段である。ドクターヘリの導入には様々な課題があるが、今後とも検討していきたい」との答弁がありました。

次に、健康づくりの施策推進についてであります。

当分科会といたしましては、高齢化により今後、老人医療費等の増加が懸念されることから、早期発見による医療費の伸びの適正化の観点からも、生活習慣の改善に向けて県民意識の啓発を図るとともに、がん検診や各種健康診査の受診率向上に、より一層取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、献血事業についてであります。

このことについて当局より、200ミリ献血から400ミリ・成分献血へシフトすることで献血者数は減少しているが、献血量については、年間計画により適正在庫を確保しながら医療機関からのオーダーに適切に対応しているとの説明がありました。しかし今後、少子高齢化に伴い、高齢者の輸血需要の増加も予想されますので、「ヤング献血キャンペーン」等、献血離れが著しい若年層を中心とした効果的な啓発活動を継続的に展開していくことを強く要望いたします。

次に、県立看護大学における学部卒業生の県内就職についてであります。

当大学につきましては、優秀な看護職者の輩出、研究成果の地域への普及など、本県の医療水準の向上に一定の成果を上げていますが、今後とも他の医療従事者養成機関との役割分担を明確にしながら、県内における地域医療ニーズに対応できるような運営や就職ガイダンス等による県内医療機関等への就職に向けた取り組みをさらに進めていただくよう要望いたします。

次に、「不適正な事務処理」についてであります。

平成19年度の普通会計決算特別委員会の委員長報告において、執行部に対し、確認が困難であった消耗品の適正額の検証や、部局をこえた肩代わりなどにおける不明額の縮小に向けて、監査委員や専門調査機関による徹底した調査を行うことを求めたことを受けて監査委員による監査が実施され監査報告書が提出されました。

この報告書では、南那珂農林振興局から県立日南病院への肩代わりについては、確認できない部分がありましたので、監査事務局に対し、監査の実施方法等、特に消耗品の確認作業について説明を求めました。その中で、業者の会計帳簿から、品名・日付・金額等を確認したとの答弁がありました。

最後に、「主要施策の成果に関する報告書」についてであります。

今回の報告書から、政策評価の結果を4段階で記載する「施策の推進状況」がなくなりました。

これは、従来の分野別施策ごとの評価から、知事マニフェストを基に政策課題ごとにまとめた56項目の重点施策に政策評価の対象が変更されたことに伴い行われたものです。

決算審査における政策評価は、事業の成果等をチェックする重要な項目であります。当局が政策を継続的に評価し、それを議会がチェックするためにも報告書の作成や説明方法について検討することを要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

○**星原委員長** 次は、商工建設分科会、十屋主査の報告をお願いします。

○**十屋主査** 御報告いたします。

当分科会所管の平成19年度一般会計及び特別

会計の決算認定につきましては、昨年5月に明らかとなった「不適正な事務処理」に該当する事案が含まれることから、慎重かつ厳正な審査を行いました。

その結果、当局より県土整備部所管の平成19年度決算において、昨年6月の不適正な事務処理に関する全庁調査の開始以前に、青焼き機のリース代、気圧高度計の備品購入の2件、合計51,303円の「書き換え」があったとの説明がありました。

当局より、「2件とも公務に使用されたものであり、平成19年度中に科目更正を行い、決算上は整理されている」との説明がありましたが、当分科会としましては、たとえ整合性のとれた決算となっているとしても、平成18年度決算不認定の原因となった不適正な事務処理と同様の行為が含まれている事実の重みを考えれば、金額の多少は関係ないものであり、本案を認定することに賛成はなく、認定すべきでないものと決定いたしました。

以上で、当分科会の報告を終わります。

○星原委員長 次は、環境農林水産分科会、宮原主査の報告をお願いいたします。

○宮原主査 御報告いたします。

当分科会所管の平成19年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定すべきものとした結果について一部の委員より、不適正な事務処理に関して「書換えで取得したものについて科目更正を行っているが、科目更正の本来の趣旨になじまないのではないか。また、平成19年度に公金が民間に預けで残っていたことは問題である」との意見がありました。

以下、審査の過程で指摘又は要望のありました主な点について申し上げます。

まず、林業の振興についてであります。

このことについて、委員より「木材は、末端価格から逆算して林家への価格が決まるなど、自助努力では打開できない状況である。平成19年度の決算を踏まえ、何に予算を投じれば効果があるか」との質疑があり、当局より「生産から流通、加工などのコストを下げることにより、森林所有者に還元していく必要がある。そのため、平成19年度から大型製材工場の整備や素材生産、流通、加工コスト削減などの新生産システムに取り組んでいる」との答弁がありました。

また、別の委員より「林家が豊かにならなければ、再造林への意欲向上や後継者育成につながることから、林家所得の推移などを把握するとともに、事業の成果が最終的には林家所得の還元につながるよう努めていただきたい」との要望がありました。

次に、国営かんがい排水事業都城盆地地区関連の県営事業についてであります。

このことについて委員より「国営事業に比べ関連する県営事業が遅れている理由は何か」との質疑があり、当局より「国営事業が完了しないと末端部分へ水がこないことから、事業実施の機運が高まりにくい状況がある。一方、新規の事業地区は近年増えており、厳しい財政状況ではあるが、予算の重点配分等を通じ、事業の推進に最大限努めていきたい」との答弁がありました。

さらに委員より「かんがい事業の本来の目的を果たすことができるよう、県営事業の進捗率向上に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、不適正な事務処理についてであります。

当分科会所管では、農政水産部において、昨年の全庁調査で判明した不適正な事務処理のうち、平成19年度決算に係るものとして、スチール棚、パソコンソフト、ウエットスーツの計3件の備品購入、合計158,580円の「書き換え」があり、当局からは「公務に使用したものであり、平成19年度中に科目更正を済ませ、決算上は整理されている」との説明がありました。

このことについて委員より「これは裏金が発覚した後に購入したものでないのか。部として周知徹底していなかったのか」との質疑があり、当局より「昨年5月17日に不適正な事務処理が公表され、同日、庁内調査委員会が設置された。部としてはこの時点で不適正な事務処理の実態を把握し、翌日周知を図った。購入した備品については、それ以前に発注されたものであり、納品が5月17日となったものである」との説明がありました。

当分科会といたしましては、不適正な事務処理が公表される前である平成19年度当初における部内のチェック体制が不十分であったことについては猛省を促すところであり、また、再発防止のための新たな物品調達システムが最大限の効果を発揮するよう、今後も十分な検証を行うよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

○星原委員長 どうもありがとうございました。

次は、文教警察企業分科会、押川主査の報告をお願いします。

○押川主査 御報告いたします。

当分科会所管の平成19年度一般会計及び特別

会計の決算認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘又は要望のありました主な点について申し上げます。

まず、「万引き防止モデル店の指定」についてであります。

当局より「モデル店が先導役となり、県内全体で万引き防止に対する機運が醸成されることを目標として、万引き防止のための設備投資や意識づくりが図られるよう取り組んでいる」との説明がありました。このことについて委員より「万引き等が重大な犯罪にエスカレートしていくことも考えられる。若年層に対して徹底的に指導していく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より「万引き等の初発型非行については、スクールサポーターによる学校・保護者に対する助言指導や、非行防止教室を開催するなど、少年の健全育成に努めている」との答弁がありました。このことについて委員より「今後とも、教育委員会等とも連携しながら、万引き防止などの非行防止対策を推進していくよう努めてほしい」との要望がありました。

次に、「女性によるふるさと家庭教育サポート推進事業」についてであります。

委員より「家庭での子供への教育は非常に大切なことである。この事業の中の親学出前講座においては、どういう取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より「全市町村において、乳幼児健診等で親が集まる機会を利用して、地域婦人連絡協議会を中心とした女性団体が子育てに対する基本的な考え方についての講座などを行っている」との答弁がありました。このことについて委員より「非常によい取り組みであるので、今後とも、家庭教育に対する支援を拡

充させてほしい」との要望がありました。

最後に、「全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業」についてであります。

委員より「本祭典は、本県の基幹産業である観光と食を広くPRする絶好の機会でもあり、それに伴う経済効果も大いに期待できる。開催に向けての準備はどのように行われているのか」との質疑があり、当局より「観光・農政サイドとも連携をとりながら、観光・特産品などを紹介する特別行事等において、十分にPRしていくよう準備を進めている」との答弁がありました。このことについて委員より「本祭典が宮崎県の魅力を大いにアピールできる場となるよう、今後も関係部局と一体となって準備を進めてほしい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります

○星原委員長 どうも御苦労さんでした。

以上で、各分科会の主査報告は終わりました。各分科会主査の報告は、総務政策、厚生、環境農林水産、文教警察企業分科会が「認定」、商工建設分科会が「不認定」であります。

それでは、各分科会主査の報告について、質疑をいただいた上で、当委員会として、決算議案の認定、不認定をお諮りしたいと思います。

それでは、各分科会主査の報告に対する質疑はありませんか。

○前屋敷委員 いま、それぞれ分科会主査から報告いただきましたが、ふたつほど聞かせていただきたいと思います。

ひとつは商工建設分科会で、不認定とされた理由等をお聞きいたしました。その結果、指摘要望事項を全くされておられないんですが、全体的な審査をされたわけですから、いろいろ

意見もだされたことと思いますが、そういう指摘要望事項をされてもいいんじゃないかという点が一つです。

○十屋主査 当分科会で指摘要望事項について今回不認定でありましたので、指摘要望事項はありません。

○前屋敷委員 指摘要望事項があってもしかるべきかなと思いますが、委員会でみなさんの合意でそのようにされたといわれるのであれば、そのようなことかなと思います。

もう1点は、環境農林水産分科会の方で、賛成多数で認定をされてますが、審査の中で商工建設分科会でもだされた、いわゆる裏金問題が審査をされたのですが、それをめぐっての見解が、日にちの問題とか説明がありました。ちょっと理解が不十分なんです。どこで認定の基準ができたのか、御説明いただければと思います。

○宮原主査 当分科会では4対2ということで認定ということになったのですが、くわしく説明は受けたのですが、5月17日に庁内に調査委員会が設置されていることが当局より説明がありました。

3点あるんですが、このうちの最終の日付、水産試験場なんです。5月17日、ちょうどその委員会が設置された日までで、日付が終わっている。それ以降はないとの説明を受けたわけであり。そういうことを踏まえて各委員のみなさんがそれぞれ判断をしていただいて認定、不認定という形にさせていただいたものと思っております。

○前屋敷委員 なかなかそのところが、十分理解できないのですが、総体として裏金問題の性質として認定するところ、しないところがあったのでは、なかなか県民のみなさんにはわか

りづらいのではないかとということを思いましたので、その点も指摘させていただいて質疑とします。

○星原委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で質疑は終わりました。

◎ 採 決

○星原委員長 ただいまから採決に入ります。

議案第10号「平成19年度決算の認定について」、お諮りいたします。

先程の質疑において、いろいろな御意見がでておりますので、挙手により採決を行いたいと思います。

決算について、認定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって議案第10号は認定しないことと決定しました。

○星原委員長 次に、委員長報告についてであります。

ただいまの各主査の報告に基づきまして、委員長報告の骨子をお手元の資料のとおり取りまとめしております。委員長報告については、この骨子をもとに作成したいと思います。その取り扱いにつきましても、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 御異議がありませんので、そのように取り計らいます。

なお、各分科会主査の報告については、本会議の会議録への掲載をお願いしたいと思いますので、御了承願います。

◎ 閉 会

○星原委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。どうも御苦労さんでした。

午後1時34分閉会